

令和5年第2回5月会議

津幡町議会会議録

令和5年5月9日開会

令和5年5月9日散会

津幡町議会

令和5年第2回津幡町議会5月会議会議録

目 次

1. 招集告示	1
第1号（5月9日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 議事日程（第1号の2）	4
1. 本日の会議に付した事件	5
1. 臨時議長の紹介及び挨拶（午前10時00分）	6
1. 開会・開議	6
1. 議事日程の報告	6
1. 仮議席の指定	6
1. 議長選挙	6
1. 当選の告知	8
1. 当選の承諾及び挨拶	8
1. 会議期間の報告	8
1. 議事日程の報告	9
1. 会議時間の延長	9
1. 議席の指定	9
1. 会議録署名議員の指名	9
1. 諸般の報告	9
1. 副議長選挙	9
1. 当選の告知	13
1. 当選の承諾及び挨拶	13
1. 常任委員会委員の選任	13
1. 議会運営委員会委員の選任	14
1. 休 憩（午前10時48分）	14
1. 再 開（午前11時03分）	14
1. 各委員会正副委員長互選結果の報告	14
1. 津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び同委員の選任	14
1. 採 決	15

1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び同委員の選任	15
1. 採 決	15
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び同委員の選任	16
1. 採 決	16
1. 津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び同委員の選任	17
1. 採 決	17
1. 休 憩 (午前11時11分)	17
1. 再 開 (午前11時21分)	17
1. 各特別委員会正副委員長互選結果の報告	17
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙	18
1. 当選の告知	19
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
1. 当選の承諾	19
1. 同意上程	20
1. 質疑・討論の省略	22
1. 採 決	23
1. 議案等上程 (議案第36号、議案第37号、承認第2号～承認第9号)	23
1. 議案に対する質疑	25
1. 委員会付託	25
1. 休 憩 (午前11時54分)	25
1. 再 開 (午後5時00分)	25
1. 委員長報告	25
1. 委員長報告に対する質疑	26
1. 討 論	26
1. 採 決	26
1. 閉議・散会 (午後5時06分)	27
1. 署名議員	28

津幡町告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の2第4項の規定により、令和5年第2回津幡町議会を次のとおり招集する。

令和5年4月27日

石川県津幡町長 矢田富郎

- 1 招集期日 令和5年5月9日
- 2 場 所 津幡町議会議場

令和5年5月9日(火)

○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	本 多 克 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	山 崎 明 人
河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課主査	村 田 哲 人
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

○議事日程（第1号）

令和5年5月9日（火）午前10時00分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第2号 議長選挙について

○議事日程（第1号の2）

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 諸般の報告

追加日程第4 選挙第3号 副議長選挙について

追加日程第5 選任第3号 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 選任第4号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 議会議案第2号 津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び選任第5号同委員の選任について

追加日程第8 議会議案第3号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び選任第6号同委員の選任について

追加日程第9 議会議案第4号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び選任第7号同委員の選任について

追加日程第10 議会議案第5号 津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び選任第8号同委員の選任について

追加日程第11 選挙第4号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

追加日程第12 選挙第5号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第13 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
(質疑・討論・採決)

追加日程第14 議案等上程（議案第36号、議案第37号、承認第2号～承認第9号）
(質疑・委員会付託)

議案第36号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

議案第37号 財産の取得について

承認第2号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第12号））

承認第3号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

承認第4号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

承認第5号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号））

承認第6号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））

承認第7号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号））

承認第8号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

承認第9号 専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）

（休憩）

議案第36号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

議案第37号 財産の取得について

承認第2号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第12号））から

承認第9号 専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<臨時議長の紹介及び挨拶>

○山本幸雄議会事務局長 本5月会議は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の谷口正一議員を御紹介申し上げます。

谷口議員には、議長席にお着き願います。

〔谷口正一臨時議長 議長席に着席〕

○谷口正一臨時議長 ただいま紹介されました谷口正一です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

<開会・開議>

○谷口正一臨時議長 ただいまから、令和5年第2回津幡町議会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○谷口正一臨時議長 本日の議事日程は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<仮議席の指定>

○谷口正一臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

<議長選挙>

○谷口正一臨時議長 日程第2 議長選挙を行います。

議長選挙立候補者による所信表明の発言時間は、一人5分以内といたします。

この際、議員各位に申し上げます。所信表明に対して、拍手その他の方法により賛意または反意をあらわす行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

これより発言を許します。

8番 八十嶋孝司議員。

〔8番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○8番 八十嶋孝司議員 今回、議長選挙に立候補いたしました八十嶋孝司でございます。

私は、平成23年に初当選し、以来3期12年間議員を務めてまいりました。

その間、議員各位の御指導をいただき、総務産業建設常任委員会、そして文教生活福祉常任委員会、そして広報調査特別委員会、そして副議長時には議会改革特別委員会と各委員会、そして特別委員会の委員長をさせていただきました。

この間、委員長として経験させていただきました大きな柱が私には3点ございます。1つに意見を聞くこと、2つにまとめること、3つに報告すること。

これらにおいては当たり前の言葉ですが、現在、私にとっては大変貴重な経験であり、大きな財産となっております。

今回、当町の選挙においては多様な意見をお持ちの皆様が御当選されました。議長に当選したならば、これまでの経験を生かし議会を代表して中立公正な職務の遂行に努め、そしてさらに議会の品位を保ち、民主的な議会運営を行っていきたい所存でございます。

最後に、とかく議会を見る目は、大変町民からは厳しいものがございます。議員の皆様と協力しながら、今後一層住民に身近な議会を推し進め、柔軟な議会運営を目指していくことをお約束し、私の議長立候補への所信表明といたします。

甚だ簡単ですが、議員各位の御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

終わります。

○谷口正一臨時議長 以上で、議長選挙立候補者による所信表明を終わります。

これより選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○谷口正一臨時議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 池野翔吾議員、2番 柴田洋一議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○谷口正一臨時議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○谷口正一臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○谷口正一臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○山本幸雄議会議務局長 それでは、読み上げます。

1番 池野翔吾議員、2番 柴田洋一議員、3番 東 克彦議員、4番 中島敏勝議員、
5番 小倉一郎議員、6番 小町 実議員、7番 竹内竜也議員、8番 八十嶋孝司議員、
9番 西村 稔議員、10番 酒井義光議員、11番 塩谷道子議員、12番 多賀吉一議員、
13番 向 正則議員、14番 道下政博議員、15番 河上孝夫議員、16番 谷口正一議員。
以上でございます。

○谷口正一臨時議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○谷口正一臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○谷口正一臨時議長 開票を行います。

池野翔吾議員、柴田洋一議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔1番 池野翔吾議員、2番 柴田洋一議員立ち会い、開票〕

○谷口正一臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

うち、有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、八十嶋孝司議員 16票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、八十嶋孝司議員が議長に当選されました。

<当選の告知>

○谷口正一臨時議長 ただいま議長に当選されました八十嶋孝司議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○谷口正一臨時議長 議長に当選されました八十嶋孝司議員から発言を求められておりますので、これを許します。

8番 八十嶋孝司議員。

〔8番 八十嶋孝司議員 登壇〕

<当選の承諾及び挨拶>

○8番 八十嶋孝司議員 今ほどは、議員各位の御推挙により議長に当選することができました。

改めてお礼を申し上げるとともに、その責任の重大さを今、ひしひしと感じているところでございます。

先ほど所信表明で申し上げましたとおり、議会を代表して中立公正、その職務の遂行、そして議会の品位を保ち民主的な議会運営を行っていくことを改めて申し上げまして、私の皆様からいただいた議長推挙へのお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○谷口正一臨時議長 ただいま八十嶋孝司議員から議長当選の承諾がありましたので、議長に決定いたしました。

これもちまして、臨時議長の職務を終わります。

御協力ありがとうございました。

八十嶋孝司議長、議長席にお着き願います。

〔谷口正一臨時議長 退席、八十嶋孝司議長 着席〕

○八十嶋孝司議長 それでは、ただいまから議長の職務を行わせていただきます。

<会議期間の報告>

○八十嶋孝司議長 本5月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程の追加は、配付しましたとおりですので、御了承願います。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

<議席の指定>

○八十嶋孝司議長 追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、津幡町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

<会議録署名議員の指名>

○八十嶋孝司議長 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本5月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において1番 池野翔吾議員、2番 柴田洋一議員を指名いたします。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 追加日程第3 諸般の報告をいたします。

本5月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和5年2月分及び3月分に関する例月出納検査並びに地方自治法第199条第9項の規定による令和4年度行政監査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、さきの令和5年3月会議で可決された認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<副議長選挙>

○八十嶋孝司議長 追加日程第4 副議長選挙を行います。

副議長選挙立候補者による所信表明の発言時間は、一人5分以内といたします。

この際、議員各位に申し上げます。所信表明に対して、拍手その他の方法により賛意または反意をあらわす行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

これより発言を許します。

9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 9番、西村でございます。

今回、副議長選挙に立候補いたしました。

立候補いたしました一端を述べる前に一言、付け加えさせていただきます。

5月2日の石川県議会臨時議会で当町の焼田宏明氏が105代議長に決定されました。このことは、津幡町にとって32年ぶり3人目の議長が誕生したわけで、本当におめでたいことです。また、大相撲では当町出身の中村泰輝さんが大の里として将来に期待を持てる、とても素晴らしい出来事です。

しかしながら、5月5日のこどもの日に、能登半島珠洲市では連日新聞記事を埋め尽くすような悲惨な地震が起こり、多くのけが人や死者まで出たことに謹んでお悔やみを申し上げます。

随分過去の話であったかと思いますが、いつとき珠洲に原発の誘致をとということもありましたが、今は火力発電でよかったと思います。

私が津幡町議員に初当選したのは、ちょうど12年前の東北地方で大震災が起き、原発の怖さや大津波によって多くの犠牲者が出たときです。

いつ何時とも起こる災害に対してきちんとした対策を立てることや、国力を上げて復興させなくてはならないとの思いからでした。

私の信条は朱に交われば赤くなる、白米の上のネズミのふんになるなということです。

烏合の集団、特定の組織や宗教にこだわらず新しい時代に即応し、是々非々を貫きたいと考えております。

また人として一番大事なことは、心豊かに過ごすということだと思っております。

副議長の職務は地方自治法第106条において、議長に事故があるとき、また議長が欠けたときには副議長が議長の職務を行うとなっております。

私はそのためにも、日々議長との連携は大変重要なことだと思っております。

幸いにもただいま選任されました議長は、その実力と能力がたけており、私とは同期でもありともに話し合える寛容さがある方であると理解しております。

私は自治功労賞もいただき、12年間欠かさず一般質問を行い、所属の委員会においても地域の発展と町民福祉のため、また公約実現のため、努力をして提案してまいりました。

常に町民の声と町民目線に立つ考え方であり、町民が安心でき、納得できる議会議員である責任と義務を果たすことであると思っております。

今、世界の中は3年間余り続いたコロナも5月8日をもって5類に移行されたが、まだまだ予断ができません。

終息の見えないロシアとウクライナ戦争、物価高、少子高齢化、金利高懸念等、数えればきりが無い厳しい社会情勢にあります。

今後、議会が町民代表として町民の声と民主主義の発展と町民福祉の向上のため果たす役割はますます大きくなります。そのためにも町民が安心でき、納得のいく議会構成を構築していく義務と責任が私たち議員に課せられております。津幡町議会議員当選証授与式で選挙管理委員長の訓示にもあったように、常に町民の立場に立ち、執行機関のチェックや議案に対しても堂々と法の秩序を守って責務を全うしてほしいとありました。当議会においても5人の新人が誕生しており、議会が活性化していくものと期待しております。

また、会派のエンジンが強すぎて、結果は今朝の北國新聞の朝刊に出ているとおりで、6月にも解散が行われるわからない中、国政レベルで野党議員に白羽の矢を立て、何でもありのように見えます。

議案や予算、人事についても同じように思われます。

これで本当に津幡町は大丈夫なのか、こういうことも大きな課題だと思います。

私は、町民に事実を知って判断いただくため、つらい思いをして立候補いたしました。

〔発言の制限時間を知らせるベルが鳴る〕

○9番 西村 稔議員 いま一度、

○八十嶋孝司議長 西村議員、発言の時間が来ておりますので終了してください。

○9番 西村 稔議員 では、御支援よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

先般執行された一般選挙以来、初めて開催される5月会議において副議長選挙に立候補する機会をいただきましたので、ここに所信を表明いたします。

地方自治は民主主義の学校であると言われていますが、住民の意思を鏡のように映す議会の存在は、ますますその重要性を増してきているのではないのでしょうか。地方自治は二代表制が採用されることによって機能しコントロールされているわけですが、その一翼を担う議会の一員、津幡町議会議員として私自身が議席をお預かりすることになってから、いま9年目を迎えています。

ここに至るまでの間、同僚議員の皆様から御理解をいただき、そしてときに鍛えていただきながら常任委員会委員長、あわせて特別委員会においても委員長の職務を賜り、そこで与えられた職責を一つ一つ果たしていくことによって、何ごとにもかえがたい経験を積み重ねることができました。

また、6年間にわたり委員を務めた議会改革検討特別委員会にあっては、強い刺激をいただく場でもありました。殊さら、本年10月1日の施行を目指す、議会基本条例の原案策定に係る議論では、地方自治の一翼を担う議会の必要性、議会が果たすべき責任、議会のあるべき姿を改めて深く考える貴重な時間ともなりました。

これまでに培った経験を生かし、この先の議会活動に役立てていかなければならないという思いを強くしています。

いま、価値観や生活様式の多様化、総じて言うならば社会変革や技術革新によって、住民の皆様からのニーズはより複雑化し、その結果として政策課題は多岐にわたり広範囲に及ばざるを得ないことは当然と言え、議会としても社会の変化に敏感であり、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

政治なくして行政なしとも言われます。津幡町議会として住民の皆様との信頼関係を醸成し、その御期待と負託にお応えし得る住民本位の議会を、さらに前に進め形づくっていくために、先ほど新議長に就任なさった八十嶋議長をお支えすることはもとより、議員の皆様がそれぞれにそのお力を発揮しやすい環境づくりにも努力していく必要があると考えています。

定数16人による議会ですから16とおりの考え、また議員それぞれ背景やスタンスを異にするの

は当然のことです。それこそ議会内に多様性があるわけですから、議会活動に当たっては中立かつ公正を旨として副議長としての職務に臨むことをお誓い申し上げ、私の所信とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○八十嶋孝司議長 以上で、副議長選挙立候補者による所信表明を終わります。

これより選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 池野翔吾議員、2番 柴田洋一議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○八十嶋孝司議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○八十嶋孝司議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○山本幸雄議会議務局長 それでは、読み上げます。

1番 池野翔吾議員、2番 柴田洋一議員、3番 東 克彦議員、4番 中島敏勝議員、
5番 小倉一郎議員、6番 小町 実議員、7番 竹内竜也議員、9番 西村 稔議員、
10番 酒井義光議員、11番 塩谷道子議員、12番 多賀吉一議員、13番 向 正則議員、
14番 道下政博議員、15番 谷口正一議員、16番 河上孝夫議員、8番 八十嶋孝司議員。
以上でございます。

○八十嶋孝司議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○八十嶋孝司議長 開票を行います。

池野翔吾議員、柴田洋一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔1番 池野翔吾議員、2番 柴田洋一議員立ち会い、開票〕

○八十嶋孝司議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

うち、有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、竹内竜也議員 15票

西村 稔議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、竹内竜也議員が副議長に当選されました。

<当選の告知>

○八十嶋孝司議長 ただいま副議長に当選されました竹内竜也議員が議長におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 副議長に当選されました竹内竜也議員から発言を求めてられておりますので、これを許します。

7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

<当選の承諾及び挨拶>

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

今ほど、当選の告知をいただきましたとおり、副議長の職を受け賜わることとなりました。

所信表明でお誓い申し上げたとおり、皆様の信頼にお応えすべくその職責に真摯に向き合い最大限の努力をしてみたいと思います。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 ただいま竹内竜也議員から副議長当選の承諾がありましたので、副議長に決定いたしました。

<常任委員会委員の選任>

○八十嶋孝司議長 追加日程第5 選任第3号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務産業建設常任委員会委員、文教生活福祉常任委員会委員及び予算決算常任委員会委員に、それぞれ配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、選任第3号は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

<議会運営委員会委員の選任>

○八十嶋孝司議長 追加日程第6 選任第4号 議会運営委員会委員の選任を行います。
お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、選任第4号は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時48分

〔再開〕 午前11時03分

<各委員会正副委員長互選結果の報告>

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので御報告いたします。

総務産業建設常任委員会

委員長に 小町 実議員、

副委員長に 酒井義光議員。

文教生活福祉常任委員会

委員長に 向 正則議員、

副委員長に 西村 稔議員。

予算決算常任委員会

委員長に 河上孝夫議員、

副委員長に 道下政博議員。

議会運営委員会

委員長に 谷口正一議員、

副委員長に 多賀吉一議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

<津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び同委員の選任>

○八十嶋孝司議長 追加日程第7 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第2号 津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第2号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号は、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会広報調査特別委員会委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

<津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び同委員の選任>

○八十嶋孝司議長 追加日程第8 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第3号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第3号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○八十嶋孝司議長 追加日程第9 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第4号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第4号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○八十嶋孝司議長 追加日程第10 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第5号 津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第5号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第5号は、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会改革検討特別委員会委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午前11時11分

〔再開〕 午前11時21分

＜各特別委員会正副委員長互選結果の報告＞

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっ

ておりますので御報告いたします。

津幡町議会広報調査特別委員会

委員長に 小町 実議員、

副委員長に 向 正則議員。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会

委員長に 酒井義光議員、

副委員長に 多賀吉一議員。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会

委員長に 私、八十嶋孝司、

副委員長に 竹内竜也議員。

津幡町議会改革検討特別委員会

委員長に 竹内竜也議員、

副委員長に 道下政博議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

<河北郡市広域事務組合議会議員の選挙>

○八十嶋孝司議長 追加日程第11 選挙第4号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。

河北郡市広域事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、4人の組合議会議員の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に10番 酒井義光議員、13番 向 正則議員、14番 道下政博議員、16番 河上孝夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した諸君を河北郡市広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました10番 酒井義光議員、13番 向 正則議員、14番 道下政博議員、16番 河上孝夫議員が河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました。

<当選の告知>

○八十嶋孝司議長 ただいま河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました4人の諸君が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

<石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙>

○八十嶋孝司議長 追加日程第12 選挙第5号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、1人の組合議会議員の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、八十嶋孝司を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した私、八十嶋孝司を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、八十嶋孝司が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

<当選の承諾>

○八十嶋孝司議長 ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、謹んでこれをお受けいたします。

〔12番 多賀吉一議員 退場〕

<同意上程>

○八十嶋孝司議長 追加日程第13 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和5年第2回津幡町議会5月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提案いたしました人事案件につきまして御説明を申し上げます。

最初に、本日御出席の議員各位におかれましては、4月23日に執行されました津幡町議会議員選挙において、町民の皆様の厚い御信任により当選の栄に浴されました。改めて心からお祝いとお慶びを申し上げる次第でございます。

平成3年以来32年ぶりとなる無投票選挙となったわけですが、前期に引き続き議員として御当選されました皆様はもとより、新たに議員となられました皆様におかれましても、これからの4年間、議員各位の御活躍を期待申し上げますとともに、町政運営に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、先ほどより議長、副議長を初め各常任委員会及び特別委員会の全委員及び正副委員長が滞りなく選出され、新しい組織体制が決定されたことをお慶び申し上げます。

さて、5月5日午後2時42分、珠洲市で震度6強、マグニチュード6.5を記録する地震が発生いたしました。さらに、同日の午後9時58分にも震度5強、マグニチュード5.8の地震が発生し、今日に至るまで多くの余震も続いているところでございます。

この地震により、1の方がお亡くなりになり、33の方がけがをされ、最も揺れが強かった珠洲市や能登町では建物の倒壊など多くの被害が報告されております。

さらに5月6日午後9時7分、能登地方では大雨警報も発令され、地盤が緩み土砂災害のおそれがあるため珠洲市では9つの地区に避難指示が出され、現在でも3カ所の避難所が開設されているということでございます。

被害に遭われた方には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願う次第でございます。

本町におきましては、5月5日に最大で震度3の地震を2回記録し、すぐさま地震第1配備体制により防災担当職員が出務し、災害情報の収集に当たりました。

また、同日、奥能登広域圏事務組合消防本部から、石川県消防広域応援協定に基づく応援要請があり、本町消防本部からは指揮支援車及び救助工作車の2台、7名の隊員が応援出動し、珠洲市において救助活動などを行いました。

地震から2日後の5月7日午後9時43分には、本町においても大雨警報が発令されました。引き続き防災担当職員が出務し、土砂災害への警戒に当たったところでございます。

幸いにも本町では地震による被害はございませんでしたが、大型連休中に発生した自然災害の脅威を目の当たりにしたことにより、災害がいつ何どき発生するかわからないものであり、万が一の事態に備えて、常に危機感を持って業務に当たるよう指示をしているところでございます。

4月15日、岸田総理が衆議院議員補欠選挙の応援のために訪れていた和歌山市で、演説会場に爆発物が投げ込まれる事件が発生いたしました。幸いにも総理にけがはありませんでしたが、昨年7月の安倍元総理を襲った事件を彷彿させる事件であり、民主主義の根幹をなす選挙期間中に起きた卑劣な暴挙は、深刻な脅威であり、絶対に容認できるものではありません。けがをされた方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、今後このような事件を二度と起こさせない対応を講ずるよう警備関係の方に要望を申し上げる次第でございます。

次に、令和2年から世界中で猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症であります。昨日5月8日から、感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げとなりました。

この感染症により、政府は令和2年4月7日から現在までの間に合計4回の緊急事態宣言の発令や、感染者数の増加が著しい地域に対し、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を発出するなど人々の移動や接触を制限する措置を講じることとなり、日本社会には、経済的影響、教育・学習環境の変化、医療への負担増大、テレワークやマスクの着用といった新しい生活様式への社会的な変化などさまざまな場面において大きな変容をもたらしました。

このように我々の生活に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症であります。5類感染症に移行されたことに伴い感染者への外出自粛要請が緩和され、原則個人の判断に委ねられたほか、医療提供体制や検査体制等の一部で公費負担から自己負担になるなど大きく変更されております。

しかしながら、5類への移行後も必要な感染対策につきましては継続する必要があります。また、意識の緩みから再び感染が急拡大する可能性もございます。

厚生労働省が個人に求める今後の基本的感染対策といたしまして、症状がある場合には自宅療養や受診すること、場に応じたマスクの着用や咳エチケットを実施すること、換気及び3密の回避は引き続き有効であること、手洗いは日常の生活習慣にすること、そして適度な運動と食事をすること、この5つを新たな健康習慣として見解を示しました。

町民の皆様方におかれましては、この新たな健康習慣に沿った行動をお願いするとともに、町といたしましても正確な情報提供や啓発、医療機関との連携強化などに努めてまいりますので御理解をお願い申し上げます。

それでは、議会3月会議以降の町政の概況について御報告させていただきます。

3月27日、令和4年11月に着工いたしました消防庁舎改修工事が完了し、その完成セレモニーを行いました。この工事では、建物の長寿命化のほか、感染症予防対策といたしまして、これまで共用だった仮眠室を個室の仮眠室に改修し、さらに女性職員の採用を見込み、女子仮眠室を新設いたしました。今後、女性消防士の活躍を期待するとともに、町民の安全安心を守る防火活動拠点として万全の対応を取ってまいりたいと思っております。

4月1日、津幡町福祉教育プラザが開所いたしました。本施設は、旧つばた幼稚園の園舎を全面的に改修し、1階には社会福祉協議会及び親子支援センターが設置され、地域福祉や子育てに関する相談や支援などの業務を行います。2階には教育センターが設置され、教育に関する相談や教育支援センター、教職員研修などについての業務を行うもので、本施設は、町民の地域福祉の推進及び教育の充実、振興を図る拠点となるものでございます。

4月9日、石川県議会議員選挙が執行されました。津幡町での投票率は36.00%で、前回の県

議会議員選挙の44.66%を大きく下回りました。今後、投票の状況を詳細に分析し、投票率向上に向けての手立て、方策を見出してまいりたいと考えております。

また、4月23日執行の町議会議員選挙は、冒頭に申し上げましたとおり、無投票となっております。

4月28日、住吉公園屋内温水プールアザレアのオープニングセレモニーを開催いたしました。当日は、馳石川県知事を初め、ソウルオリンピックの男子100メートル背泳ぎの金メダリストで、初代スポーツ庁長官である、現在、日本水泳連盟会長の鈴木大地氏など多くの来賓の方々に御臨席いただき、町民待望の屋内温水プールアザレアのオープンにふさわしい盛大な式典となりました。

このアザレアは、町民の皆様が長年要望していた施設であり、昨年11月から実施していた早期の会員募集では、目標の1,000人を大きく超える1,500人以上の申し込みがありました。明るく29日からは施設がオープンし、待ち望んでいた多くの利用者で連日にぎわっていると聞いております。

今後は、指定管理者である株式会社エイムと連携し、子供から高齢者まで全ての町民の方が楽しんで運動ができるスポーツパークとして、さらには町民の皆様の健康づくりを後押しする健康発信基地となることを目指す所存でございます。

4月29日、県民みどりの祭典が、石川県森林公園緑化の広場にて開催されました。祭典当日は、みどりの祭典にふさわしく、木々の緑が美しい中での開催となりました。

県森林公園は、本年度開園50周年を機に、フィールドアスレチック施設やバーベキュー場、インフォメーションセンター内の体験学習室、展示ギャラリーがリニューアルされるほか、令和6年度には新たに屋内木育施設、動物愛護センターがオープンの予定となっております。

津幡町では、今後も森林の大切さを理解し、緑を守り育てる緑化活動を一層推進してまいりたいと思っております。

なお、議会の皆様には恒例となっております苗木配布のため、早い時間から準備をされていたということで、改めまして敬意を表する次第であります。

4月30日、歴史国道ウォーキングイベントくりから夢街道ウォークが4年ぶりに開催されました。今回は、恒例の源平大綱引き合戦は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として行われませんでした。山頂ではさまざまな趣向を凝らしたアトラクションがあり、多くの参加者に楽しんでいただきました。

それでは、本日上程いたしました人事案件につきまして、御説明申し上げます。

同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、議会議員から選任すべき監査委員として、津幡町字津幡 多賀吉一氏を選任いたしました。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日上程いたしました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

<質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決

に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

〔12番 多賀吉一議員 入場〕

＜議案等上程＞

○八十嶋孝司議長 追加日程第14 議案等上程の件を議題とし、議案第36号及び議案第37号並びに承認第2号から承認第9号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ただいまは、監査委員の選任につきまして御同意を賜り、まことにありがとうございました。

それでは引き続き、本日上程いたしました議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第36号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億3,657万6,000円を追加するものでございます。

本補正の主なものとして、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応として実施する事業及び低所得子育て世帯生活支援特別給付事業に対する国庫支出金、県支出金及び財源調整のため財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

一方、歳出では、民生費で電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増により、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に1世帯当たり3万円の給付を行う住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費及び低所得の子育て世帯に対して対象児童1人当たり5万円の給付を行う低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を増額するものでございます。

また、衛生費で新型コロナウイルスワクチン春開始接種に係る委託料などの感染症緊急対策費を、教育費で津幡町eスポーツフェスタ2023の開催に係る生涯スポーツ推進事業費をそれぞれ増額するものでございます。

議案第37号 財産の取得について。

本案は、A I オンデマンドバスの導入に伴い、新たに公用車両3台を購入するもので、指名競争入札により1,534万5,297円で酒井自動車株式会社が落札いたしました。現在、仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、その概要について御説明申し上げます。

承認第2号 専決第2号 令和4年度津幡町一般会計補正予算（第12号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ5,542万9,000円を追加する専決処分をしたものでございます。

歳入の増額補正につきましては、各種事業の確定による県支出金や町債の減に加え、年度末の計数整理により財政調整基金繰入金が減額となったものの、地方消費税交付金や地方交付税などが増額となったことなどによるものでございます。

歳出につきましては、2款総務費及び5款労働費以外はいずれも減額補正としたもので、各種事業の確定等に伴う計数整理などにより減額となるものでございます。

2款総務費の増額補正は、各種事業の確定等に伴う計数整理のほか、後年度の財政運営に備え、財政調整基金積立金を3億5,835万円増額したことによるものでございます。

5款労働費の増額補正は、各種事業の確定等に伴う計数整理のほか、消費者行政活性化事業費を15万円増額したことによるものでございます。

第2表繰越明許費補正は、林道高津線整備事業費ほか2事業について年度精算により繰越し事業費を変更したほか、それぞれの地域事情や個別事由における進捗状況等により、年度内に事業が完了しない見込みとなった体験型観光交流公園費ほか2事業について新たに追加したものでございます。

第3表債務負担行為補正は、石川県議会議員選挙及び津幡町議会議員選挙公営ポスター掲示場費ほか1事業について、入札等により事業費が減額となったことに伴い限度額をそれぞれ変更したものでございます。

第4表地方債補正は、認定こども園改修事業ほか10事業について、事業費確定に伴い限度額をそれぞれ変更したものでございます。

承認第3号 専決第3号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から**承認第7号** 専決第7号 令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）までの5つの特別会計では、年度末の計数整理などにより、歳入歳出それぞれを減額する専決処分をしたものでございます。

承認第8号 専決第8号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税限度額の引き上げや、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置に係る算定基準の改正を行う専決処分をしたものでございます。

承認第9号 専決第9号 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の期限延長や、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設など4月1日の施行から直ちに対応の必要がある部分について、改正を行う専決処分をしたものでございます。

以上、緊急を要するものとしたしまして、本5月会議に御提案を申し上げました議案及び専決処分に係る承認案件の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第36号及び議案第37号並びに承認第2号から承認第9号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前11時54分

〔再開〕 午後5時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第36号及び議案第37号並びに承認第2号から承認第9号までを一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第37号 財産の取得については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第8号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、

承認第9号 専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）、

以上、2件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第36号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第2号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第12号））、

承認第3号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））、

承認第4号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））、

承認第5号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号））、

承認第6号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））、

承認第7号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号））、

以上、6件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第36号及び議案第37号を採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号及び議案第37号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第2号から承認第9号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第9号までは、いずれも承認されました。

<閉議・散会>

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本5月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和5年第2回津幡町議会5月会議を散会いたします。

午後5時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

臨時議長 谷口 正一

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 池野 翔吾

署名議員 柴田 洋一

参 考 資 料

1. 議長選挙について	1
1. 副議長選挙について	2
1. 常任委員会委員の選任について	3
1. 議会運営委員会委員の選任について	4
1. 津幡町議会広報調査特別委員会設置及び同委員の選任について	5
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置及び同委員の選任について	7
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置及び同委員の選任について	9
1. 津幡町議会改革検討特別委員会設置及び同委員の選任について	11
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について	13
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	14
1. 委員会審査付託表	15
1. 委員会審査結果表	16

選挙第2号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

令和5年5月9日

津幡町議会臨時議長 谷 口 正 一

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字田屋ヌ102番地	八十嶋 孝 司	昭和27年7月4日

選挙第3号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町井上の荘3丁目45番地	竹 内 竜 也	昭和46年5月16日

選任第3号

常任委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第4項の規定に基づき、常任委員会委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

総務産業建設常任委員会委員	池野 翔吾 中島 敏勝 小倉 一郎 小町 実 八十嶋孝司 酒井 義光 塩谷 道子 河上 孝夫
文教生活福祉常任委員会委員	柴田 洋一 東 克彦 竹内 竜也 西村 稔 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一
予算決算常任委員会委員	池野 翔吾 柴田 洋一 東 克彦 中島 敏勝 小倉 一郎 小町 実 竹内 竜也 八十嶋孝司 西村 稔 酒井 義光 塩谷 道子 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一 河上 孝夫

選任第4号

議会運営委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第4項の規定に基づき、議会運営委員会委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

議会運営委員会委員	酒井 義光 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一
-----------	---------------------------------

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者	津幡町議会議員	谷 口 正 一
賛成者	津幡町議会議員	酒 井 義 光
同	津幡町議会議員	多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員	向 正 則
同	津幡町議会議員	道 下 政 博

津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 名 称 | 津幡町議会広報調査特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び津幡町議会委員会条例第5条 |
| 3 目的 | 議会の審議、運営、活動等の状況を広く住民に周知し、町民の議会に対する理解を深めるため、議会広報の調査、編集、発行を行う。 |
| 4 期間 | 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。 |
| 5 委員の定数 | 6人 |

選任第5号

津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第4項の規定に基づき、津幡町議会広報調査特別委員会委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

津幡町議会広報調査特別委員会委員	池野 翔吾 柴田 洋一 東 克彦 小倉 一郎 小町 実 向 正則
------------------	-------------------------------------

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会議員 谷 口 正 一
賛成者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
同 津幡町議会議員 多 賀 吉 一
同 津幡町議会議員 向 正 則
同 津幡町議会議員 道 下 政 博

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目的 次に掲げる事項を目的とし、関係機関への提言、要請を積極的に行う。
 - (1) 森林公園の調査・研究に関すること。
 - (2) 森林公園の施設・設備の充実にに関すること。
 - (3) その他目的達成のための関係機関との連携及び情報収集に関すること。
- 4 期 間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委員の定数 7人

選任第6号

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第4項の規定に基づき、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

津幡町議会石川県森林公園 活性化対策特別委員会委員	竹内 竜也 八十嶋孝司 酒井 義光 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一
------------------------------	---

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会議員 谷 口 正 一
賛成者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
同 津幡町議会議員 多 賀 吉 一
同 津幡町議会議員 向 正 則
同 津幡町議会議員 道 下 政 博

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 木曾義仲を題材とした大河ドラマの誘致を推進するための調査、研究を行う。
う。
- 4 期 間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委員の定数 16人以内

選任第7号

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第4項の規定に基づき、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

津幡町議会大河ドラマ 誘致推進特別委員会委員	池野 翔吾 柴田 洋一 東 克彦 中島 敏勝 小倉 一郎 小町 実 竹内 竜也 八十嶋孝司 西村 稔 酒井 義光 塩谷 道子 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一 河上 孝夫
---------------------------	--

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者	津幡町議会議員	谷 口 正 一
賛成者	津幡町議会議員	酒 井 義 光
同	津幡町議会議員	多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員	向 正 則
同	津幡町議会議員	道 下 政 博

津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会改革検討特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 津幡町議会改革検討特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目的 議会機能の充実、強化及び活性化を図るため、議会改革に関する事項について調査、検討を行う。
- 4 期間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委員の定数 7人

選任第8号

津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第4項の規定に基づき、津幡町議会改革検討特別委員会委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

津幡町議会改革検討 特別委員会委員	小倉 一郎 小町 実 竹内 竜也 酒井 義光 多賀 吉一 向 正則 道下 政博
----------------------	--

選挙第4号

河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

河北郡市広域事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定に基づき、議員4人を次のとおり選挙する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字能瀬カ34番地	酒 井 義 光	昭和23年6月27日
河北郡津幡町字刈安ハ175番甲地	向 正 則	昭和28年12月4日
河北郡津幡町字能瀬ワ60番地4	道 下 政 博	昭和30年12月29日
河北郡津幡町字庄口1番地7	河 上 孝 夫	昭和23年1月28日

選挙第5号

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、議員1人を次のとおり選挙する。

令和5年5月9日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字田屋ヌ102番地	八十嶋 孝 司	昭和27年7月4日

令和5年第2回津幡町議会5月会議
 常任委員会議案審査付託表
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第36号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第1号）
承認第2号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第12号））
承認第3号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
承認第4号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
承認第5号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号））
承認第6号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））
承認第7号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号））

令和5年第2回津幡町議会5月会議
 常任委員会議案審査付託表
 文教生活福祉建設常任委員会

議案番号	件名
議案第37号	財産の取得について
承認第8号	専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
承認第9号	専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）

令和5年第2回津幡町議会5月会議
 常任委員会議案審査結果表
 予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第36号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第1号）	原案可決
承認第2号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第12号））	承認
承認第3号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	〃
承認第4号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第5号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第6号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第7号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号））	〃

令和5年第2回津幡町議会5月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第37号	財産の取得について	原案可決
承認第8号	専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	承認
承認第9号	専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）	〃